

外国証券の取引等に関するワーキング・グループ

平成 27 年 8 月 5 日（水）

日本証券業協会 第1会議室

議

案

1. 「外国証券の取引に関する規則」の見直しについて
2. その他

以 上



日証協（自）27第 47号
平成27年7月14日

会 員 代 表 者 殿
特 別 会 員 代 表 者 殿

日 本 証 券 業 協 会
会 長 稲 野 和 利
自 主 規 制 会 議
議 長 島 崎 憲 明

自主規制規則の見直しに関する検討計画について

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」（平成22年6月29日）における提言を受け、実効性のある自主規制規則の制定等を目的として、平成23年1月18日、「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を取りまとめたところであります。

上記基本的考え方「4. 規則の見直し」の中において「定期的（年1回程度）に、協会員等に対して規則の見直し等に関する意見・要望の募集を実施し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管委員会等において審議を行い、見直しを行う」ことが謳われたことを踏まえまして、本年度においても、協会員等に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集いたしました。

今般、協会員から寄せられた提案を受けまして、別紙1のとおり、自主規制規則の見直しに関する検討計画を取りまとめましたので、御通知申し上げます。

おって、自主規制規則の見直しに関しては、別紙2の今後の検討手順・スケジュールのとおり、実施させていただく予定としております。

以 上

○本通知に関するお問合せ先： 自主規制企画部 （Tel：03-3667-8470）

自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 27 年 7 月 14 日
日本証券業協会

本協会では、本年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行った。

この間に協会員よりお寄せいただいた自主規制規則の見直しに関する提案は、以下の 5 件（協会員 5 社からの提案）である。

今般、同提案を受け、次のとおり、検討計画を取りまとめた。

記

○規制の見直しの検討に着手する事項

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに結論を得る予定)
1	店頭取扱有価証券の 確認書の見直し 【店頭有価証券に関する規則】	○ 同規則 7 条 4 項により、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客からは、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明した上で、顧客の投資判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、確認書を徴求し、その写しを交付することとなっているが、当該確認書の写しを交付することは不要としてはどうか。	⇒ 関係者へのヒアリング等を通じて、事務局において検討する。
2	増資状況報告書及び 売出状況報告書の廃止 【有価証券の引受け等に関する規則及び同細則】	○ 増資状況報告書等の内容は、適時開示の内容と同一であるため、あえて当該報告書等の様式により提出する必要があるとまでは言えないので、廃止してはどうか。	⇒ 検討を見送る。 <理由> 本協会では、広く一般の皆様 に上場会社が行う資金調達の 状況を御理解いただく資料と して、「全国上場会社のエクイ ティファイナンスの状況」を公 表しており、調査研究等におい

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに結論を得る 予定)
			で利用されることもあります。 当該統計資料の作成に当たっては、会員より御提出いただいている増資状況報告書等のデータにより、定期的かつ継続して統計資料の作成・公表を行うことができるものです。 そのため、引き続き、各会員の御理解、御協力をお願いいたします。
3	外国投資信託証券目論見書等の提出義務の見直し 【外国証券の取引に関する規則】	○ 代行協会員は代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書及び決算報告書（運用報告書を含む）を協会に提出するとともに、顧客に販売した協会員に送付することが同規則 21 条 1 項及び 3 項において義務付けられている。 しかしながら、E D I N E T 及び代行協会員の H P にて同等の内容を確認できるため、目論見書及び決算報告書（運用報告書を含む）の協会への提出義務を廃止しても、影響は少ないと考えられることから協会への提出義務を廃止してはどうか。	⇒ 「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」において検討する。
4	インターネットを利用した株式等売買受注時における本人確認 【犯罪による収益の移転防止に関する法律および同政省令に関する Q & A 等】	○ 「なりすまし」防止の観点から、インターネットを利用した株式等売買受注時における、本人確認のあり方について検討してほしい。	⇒ 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討する。

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに結論を得る 予定)
5	番号法施行に伴う社内 規程モデルの作成 について 【個人情報の保護に 関する指針等】	○ 番号法を踏まえた社内規程モデ ルを作成してほしい。	⇒ 「協会員の情報管理態勢に関 するワーキング・グループ」に において検討する。

以 上

本協会の自主規制規則の見直しに関する検討手順・スケジュール

平成 27 年 7 月 14 日

時期	検討手順・スケジュール
平成 27 年	
4 月 21 日 — 5 月 20 日	○「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集期間 (協会員通知及びホームページに掲載)
6 月	○協会事務局において提案を整理・検討 ○協会事務局が「課題整理（仕分け表）」作成 (重要項目は、当面の主要課題に反映)
7 月	○自主規制会議、各所管分科会において「検討計画」を報告・公表
12 月	○自主規制会議、各所管分科会において「検討結果」を報告・公表
平成 28 年	
1 月	○各所管分科会において「規則改正案のパブコメ実施」を審議・公表 ○自主規制会議において「規則改正案のパブコメ実施」を報告
2 月	○自主規制会議、各所管分科会において「規則改正案」を審議・公表
4 月	○規則改正施行

※ 平成 28 年度以降も、上記のスケジュールに沿って年 1 回を目処に実施する。

以 上

資料 1－2

交付目論見書及び請求目論見書と有価証券届出書並びに交付運用報告書及び運用報告書（全体版）と有価証券報告書の記載項目について

平成 27 年 8 月 5 日

今回寄せられた自主規制規則の見直しに関する提案は、“目論見書や決算報告書（運用報告書を含む）については EDINET において同等の内容を確認できるため、本協会への提出は不要ではないか”ということである。

「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（以下、「府令」という）の別紙様式等における、交付目論見書及び請求目論見書と有価証券届出書並びに交付運用報告書及び運用報告書（全体版）（外国投資証券は決算報告書）と有価証券報告書の記載項目を、比較した結果、有価証券届出書の記載内容は交付目論見書及び請求目論見書の記載内容をすべて含んでおり、有価証券報告書の記載内容も交付運用報告書及び運用報告書（全体版）（外国投資証券は決算報告書）の記載内容をすべて含んでいることが確認できた。

1. 交付目論見書及び請求目論見書と有価証券届出書の記載内容比較

（1）外国投資信託受益証券

有価証券届出書は、府令第 10 条第 1 項第 2 号に基づき第四号の二様式により作成される。

交付目論見書は、府令第 15 条第 2 号に基づき第二十五号の二様式により作成される。第四号の二様式と第二十五号の二様式の比較は別表のとおりであり、有価証券届出書の記載内容は交付目論見書の記載内容をすべてに含んでいる。

請求目論見書は、府令第 16 条第 2 号イに基づき第四号の二様式の一部から作成される。

よって、外国投資信託受益証券の有価証券届出書の記載内容は、交付目論見書及び請求目論見書の記載内容をすべて含んでいる。

（2）外国投資証券

有価証券届出書は、府令第 10 条第 1 項第 4 号に基づき第四号の四様式により作成される（通常方式）。

交付目論見書は、府令第 15 条第 4 号イに基づき第四号の四様式第一部及び第二部により作成され、請求目論見書は、府令第 16 条第 4 号イに基づき第四号の四様式第三部により作成される。

よって、外国投資証券の有価証券届出書の記載内容は、交付目論見書及び請求目論見書の記載内容をすべて含んでいる。

2. 交付運用報告書及び運用報告書（全体版）（外国投資証券は決算報告書）と有価証券報告書の記載項目比較

（1）外国投資信託受益証券

有価証券報告書は、府令第 22 条第 1 項第 2 号に基づき第七号の二様式により作成される。

交付運用報告書は、投資信託財産の計算に関する規則第 63 条第 3 項に基づき作成され、運用報告書（全体版）は同条第 1 項に基づき作成される。これらの比較は別表のとおりであり、交付運用報告書及び運用報告書（全体版）の記載事項は基本的に有価証券報告書の記載内容に含まれているといえる。

（2）外国投資証券

有価証券報告書は、府令第 22 条第 1 項第 4 号に基づき第八号様式により作成される。

交付運用報告書及び運用報告書（全体版）は、外国投資証券については法令上の記載要件及び作成・交付義務は規定されておらず、実務上は「決算報告書」を顧客に交付している。

実際の決算報告書を確認したところ、有価証券報告書の記載内容と基本的に同一内容が記載されていた。

よって、決算報告書の記載事項は基本的に有価証券報告書の記載内容は事項に含まれているといえる。

(参照条文)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第五項 において準用する同条第一項 の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（ 中略 ）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 （略）
- 二 外国投資信託受益証券 第四号の二様式
- 三 （略）
- 四 外国投資証券 第四号の四様式

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号 イ（１）（法第二十七条 において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項 （法第二十七条 において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

- 一 （略）
- 二 外国投資信託受益証券 第二十五号の二様式により記載すべき事項
- 三 （略）
- 四 外国投資証券 次に掲げる事項
 - イ 第四号の四様式第一部及び第二部に掲げる事項

(届出を要する有価証券に係る請求があったときに交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十六条 法第十三条第二項第二号 イ（１）（法第二十七条 において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項 の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

- 一 （略）
- 二 外国投資信託受益証券 次に掲げる事項

イ 第四号の二様式に掲げる事項（同様式第三部の第2から第4までに掲げる事項を除く。）

ロ （略）

三 （略）

四 外国投資証券 次に掲げる事項

イ 第四号の四様式第三部に掲げる事項

（有価証券報告書の記載内容等）

第二十二條 法第二十四条第五項 において準用する同条第一項 又は第三項 の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 （略）

二 外国投資信託受益証券 第七号の二様式

三 （略）

四 外国投資証券 第八号様式

○ 投資信託財産の計算に関する規則

（外国投資信託の運用報告書の表示事項等）

第六十三條 法第五十九条 において準用する法第十四条第一項 に規定する外国投資信託に係る投資信託財産（令第三十一条第一項 の規定により読み替えられた法第十四条第一項 に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一～十七 （別表参照）

2 （略）

3 法第五十九条 において準用する法第十四条第四項 に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～十八 （別表参照）

以 上

別表

・外国投資信託受益証券の有価証券届出書と交付目論見書の記載事項比較表（点線枠囲みは府令の各様式の「(記載上の注意)」から抜粋）

有価証券届出書（府令第四号の二様式）	交付目論見書（府令第二十五号の二様式）
第一部【証券情報】	1 基本情報
(1)【ファンドの名称】	(1) ファンドの名称
(2)【外国投資信託受益証券の形態等】(6)	
(3)【発行（売出）価額の総額】(7)	
(4)【発行（売出）価格】(8)	
(5)【申込手数料】(9)	
(6)【申込単位】(10)	
(7)【申込期間】	
(8)【申込取扱場所】(11)	
(9)【払込期日】	
(10)【払込取扱場所】(12)	
(11)【振替機関に関する事項】	
(12)【その他】(13)	
第二部【ファンド情報】	
第1【ファンドの状況】	
1【ファンドの性格】	
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】(14)	(3) ファンドの目的・特色(3) (3) ファンドの目的・特色 第四号の二様式「記載上の注意」(14)、(16) a 及び(20) から(24) までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。

有価証券届出書（府令第四号の二様式）	交付目論見書（府令第二十五号の二様式）
(2) 【ファンドの沿革】（15）	
(3) 【ファンドの仕組み】（16） (16) ファンドの仕組み a (略) b 管理会社及びファンドの関係法人（受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、資産保管会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及びファンドの運営上の役割並びに管理会社が関係法人と締結している契約等の概要について分かりやすく記載すること。 c 管理会社の概況（設立準拠法、事業の目的、資本金の額（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。	(2) 管理会社等の情報（2） (2) 管理会社等の情報 第四号の二様式「記載上の注意」（16）b及びcにより記載すべき事項であって、管理会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。
(4) 【ファンドに係る法制度の概要】（17）	
(5) 【開示制度の概要】（18）	
(6) 【監督官庁の概要】（19）	
2 【投資方針】	
(1) 【投資方針】（20）	
(2) 【投資対象】（21）	
(3) 【運用体制】（22）	

有価証券届出書（府令第四号の二様式）	交付目論見書（府令第二十五号の二様式）
(4) 【分配方針】（23）	
(5) 【投資制限】（24）	
3 【投資リスク】（25） (25) 投資リスク a (略) b (略) c 投資者がファンドの運用実績から投資リスクを把握できるよう、有価証券届出書提出日の直近日前5年以内における各月末について、当該ファンドに係る分配金再投資基準価額（税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額をいう。以下c及びdにおいて同じ。）及び年間リターン率（当該各月末の分配金再投資基準価額から当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額を控除した額を当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。dにおいて同じ。）を、図表等を用いて分かりやすく記載すること。この場合、他の投資資産に投資した場合における投資リスクと適切に比較できるよう、有価証券その他の投資資産に係る6種類程度の指標（客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であって継続的に公表されるものに限る。以下cにおいて同じ。）又は当該指標の表示通貨を外国投資信託受益証券の表示通貨に換算したものの年間騰落率（当該各月末の指標の値から当該各月末の1年前の指標の値を控除したものを当該各月末の1年前の指標の値で除して得た数に100を乗じて得た数）の当該直近日前5年以内における最大値及び最小値並びに平均値を、各指標ごとに、図表等を用いて分かりやすく記載すること。 d cにおいて、ファンドが設定されていない等の理由から当該各月末又は当該各月末	(4) 投資リスク（4） (4) 投資リスク a ファンドのもつリスク及びその管理体制について、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。 b 投資リスクの記載については、投資者が投資リスクの内容を容易に理解することができるよう、表現、記載順序等を工夫して記載すること。 c a及びbに加えて、第四号の二様式「記載上の注意」（25）c及びdに記載すべき事項を記載すること。

有価証券届出書（府令第四号の二様式）	交付目論見書（府令第二十五号の二様式）
の1年前の日の分配金再投資基準価額がなく、年間リターン率の算出ができない場合であって、ベンチマーク（特定の指標の変動率に当該ファンドに係る基準価額（外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額をいう。以下この様式において同じ。）の変動率を一致させることを目標とする場合（その旨が当該ファンドに係る約款に定められ、又は本有価証券届出書において記載されている場合に限る。）における、当該指標をいう。以下dにおいて同じ。）があるときには、当該ベンチマークを用いて基準価額を算出し、分配金再投資基準価額に代えて当該基準価額を用いて算出した年間リターン率を記載すること。ただし、投資者に誤解を生じさせるおそれのある場合には、この限りではない。なお、当該年間リターン率を記載する場合には、過去の運用実績である年間リターン率ではなく、ベンチマークを用いて算出した年間リターン率を記載しているものである旨その他の投資者に誤解を生じさせることとならないようにするために必要な事項を明瞭に記載すること。	
4【手数料等及び税金】（26）	（6）手続・手数料等（6）
（1）【申込手数料】（27）	（6）手続・手数料等 a 投資者が申込みから換金（解約）までの間に行うべき手続として、第四号の二様式「記載上の注意」（8）、（10）、（13）、（41）、（42）及び（45）から（47）までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。 b 「手数料等」として、第四号の二様式「記載上の注意」（26）から（30）までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。また、第四号の二様式「記載上の注意」（31）により記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。
（2）【買戻し手数料】（28）	
（3）【管理報酬等】（29）	
（4）【その他の手数料等】（30）	
（5）【課税上の取扱い】（31）	
5【運用状況】	

有価証券届出書（府令第四号の二様式）	交付目論見書（府令第二十五号の二様式）
(1) 【投資状況】（32）	
(2) 【投資資産】	
① 【投資有価証券の主要銘柄】（33）	(5) 運用実績（5）
② 【投資不動産物件】（34）	(5) 運用実績 a 第四号の二様式「記載上の注意」（33）から（39）までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号の二様式「記載上の注意」（33）bにかかわらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め、運用に及ぼす影響の大きいもの概ね上位10銘柄について記載すること。 b 運用実績の記載については、図表等を用いて投資者が容易に理解することができるよう、分かりやすく記載すること。
③ 【その他投資資産の主要なもの】（35）	
(3) 【運用実績】（36）	
① 【純資産の推移】（37）	
② 【分配の推移】（38）	
③ 【収益率の推移】（39）	
(4) 【販売及び買戻しの実績】（40）	
第2 【管理及び運営】	
1 【申込（販売）手続等】（41）	
2 【買戻し手続等】（42）	
3 【資産管理等の概要】	
(1) 【資産の評価】（43）	
(2) 【保管】（44）	
(3) 【信託期間】（45）	
(4) 【計算期間】（46）	
(5) 【その他】（47）	
4 【受益者の権利等】	

有価証券届出書（府令第四号の二様式）	交付目論見書（府令第二十五号の二様式）
（１）【受益者の権利等】（４８）	
（２）【為替管理上の取扱い】（４９）	
（３）【本邦における代理人】（５０）	
（４）【裁判管轄等】（５１）	
第３【ファンドの経理状況】（５２）	
１【財務諸表】	
（１）【貸借対照表】（５３）	
（２）【損益計算書】（５４）	
（３）【投資有価証券明細表等】（５５）	
①【投資株式明細表】	
②【株式以外の投資有価証券明細表】	
③【投資不動産明細表】	
④【その他投資資産明細表】	
⑤【借入金明細表】	
２【ファンドの現況】（５６）	
【純資産額計算書】平成 年 月 日	
Ⅰ 資産総額	
Ⅱ 負債総額	
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	
Ⅳ 発行済数量	
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	

有価証券届出書（府令第四号の二様式）	交付目論見書（府令第二十五号の二様式）
第4【外国投資信託受益証券事務の概要】（57）	
第三部【特別情報】	
第1【管理会社の概況】	
1【管理会社の概況】（58）	
2【事業の内容及び営業の概況】（59）	
3【管理会社の経理状況】（60）	
（1）【貸借対照表】	
（2）【損益計算書】	
4【利害関係人との取引制限】（61）	
5【その他】（62）	
第2【その他の関係法人の概況】（63）	
1【名称、資本金の額及び事業の内容】（64）	
2【関係業務の概要】（65）	
3【資本関係】（66）	
第3【投資信託制度の概要】（67）	
第4【その他】（68）	

・外国投資信託受益証券の有価証券報告書と運用報告書（全体版）及び交付運用報告書の記載事項比較表

有価証券報告書（開示府令第七号の二様式）	運用報告書（全体版）（投信財産計算規則第 63 条第 1 項）	交付運用報告書（投信財産計算規則第 63 条第 3 項）
第一部【ファンド情報】		
第 1 【ファンドの状況】		
1 【ファンドの性格】		
（1）【ファンドの目的及び基本的性格】		
（2）【ファンドの沿革】		
（3）【ファンドの仕組み】（2）	一 当該外国投資信託の仕組み（当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用方針を含む。）	
（4）【ファンドに係る法制度の概要】		
（5）【開示制度の概要】		
（6）【監督官庁の概要】		
2 【投資方針】		
（1）【投資方針】		一 当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用方針
（2）【投資対象】		
（3）【運用体制】		
（4）【分配方針】		
（5）【投資制限】		
3 【投資リスク】（3）		
4 【手数料等及び税金】	五 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における	五 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における
（1）【申込手数料】	全ての信託報酬その他の手数料及び当該外国投資信託に係る投資	全ての信託報酬その他の手数料及び当該外国投資信託に係る投資
（2）【買戻し手数料】	信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを	信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを
（3）【管理報酬等】	対価とする役務の内容	対価とする役務の内容

有価証券報告書（開示府令第七号の二様式）	運用報告書（全体版）（投信財産計算規則第 63 条第 1 項）	交付運用報告書（投信財産計算規則第 63 条第 3 項）
（４）【その他の手数料等】		
（５）【課税上の取扱い】		
５【運用状況】	三 運用状況の推移	三 運用状況の推移
（１）【投資状況】（４）		
（２）【投資資産】		
①【投資有価証券の主要銘柄】	七 投資の対象とする有価証券の主な銘柄	六 投資の対象とする有価証券のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
②【投資不動産物件】	九 投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類	八 投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類
③【その他投資資産の主要なもの】	八 投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利の主な種類 十 投資の対象とする金銭債権の主な種類 十一 投資の対象とする手形の主な種類 十二 投資の対象とする令第三条第八号 に掲げる特定資産又はこれらに類似する資産の主な種類 十三 投資の対象とする令第三条第九号 に規定する商品の主な種類 十四 投資の対象とする商品投資等取引に係る権利の主な種類 十五 投資の対象とする再生可能エネルギー発電設備の主な種類 十六 投資の対象とする公共施設等運営権の主な種類	七 投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率 十 投資の対象とする手形のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率 十一 投資の対象とする令第三条第八号 に掲げる特定資産又はこれらに類似する資産のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率 十二 投資の対象とする令第三条第九号 に規定する商品のうち、主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における時価総額の当

有価証券報告書（開示府令第七号の二様式）	運用報告書（全体版）（投信財産計算規則第 63 条第 1 項）	交付運用報告書（投信財産計算規則第 63 条第 3 項）
		該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率 十三 投資の対象とする商品投資等取引に係る権利のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率 十四 投資の対象とする再生可能エネルギー発電設備の主な種類 十五 投資の対象とする公共施設等運営権の主な種類
(3) 【運用実績】		
① 【純資産の推移】（5）		四 当期末現在における当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産及び受益証券の基準価額の状況
② 【分配の推移】（6）		
③ 【収益率の推移】（7）		
(4) 【販売及び買戻しの実績】（8）		
第2 【管理及び運営】		
1 【申込（販売）手続等】		
2 【買戻し手続等】		
3 【資産管理等の概要】		
(1) 【資産の評価】		
(2) 【保管】		
(3) 【信託期間】		
(4) 【計算期間】		
(5) 【その他】		
4 【受益者の権利等】		

有価証券報告書（開示府令第七号の二様式）	運用報告書（全体版）（投信財産計算規則第 63 条第 1 項）	交付運用報告書（投信財産計算規則第 63 条第 3 項）
（１）【受益者の権利等】		
（２）【為替管理上の取扱い】		
（３）【本邦における代理人】		
（４）【裁判管轄等】		
第 3 【ファンドの経理状況】		
1 【財務諸表】		
（１）【貸借対照表】	四 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の末日（第六号及び第三項において「当期末」という。）における貸借対照表並びに当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表	
（２）【損益計算書】		
（３）【投資有価証券明細表等】		
①【投資株式明細表】		
②【株式以外の投資有価証券明細表】		
③【投資不動産明細表】		
④【その他投資資産明細表】		
⑤【借入金明細表】		
2 【ファンドの現況】（９）		
【純資産額計算書】 平成年月日	六 当期末における純資産額計算書	
I 資産総額		
II 負債総額		
III 純資産総額（I－II）		
IV 発行済数量		

有価証券報告書（開示府令第七号の二様式）	運用報告書（全体版）（投信財産計算規則第 63 条第 1 項）	交付運用報告書（投信財産計算規則第 63 条第 3 項）
V 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）		
第 4 【外国投資信託受益証券事務の概要】		
第二部【特別情報】		
第 1 【管理会社の概況】		
1 【管理会社の概況】（1 0）		
2 【事業の内容及び営業の概況】		
3 【管理会社の経理状況】		
（1）【貸借対照表】		
（2）【損益計算書】		
4 【利害関係人との取引制限】		
5 【その他】（1 1）		
第 2 【その他の関係法人の概況】		
1 【名称、資本金の額及び事業の内容】		
2 【関係業務の概要】		
3 【資本関係】		
第 3 【投資信託制度の概要】		
第 4 【参考情報】（1 2）		
第 5 【その他】		
有価証券報告書の記載事項ではないが運用 報告書の記載事項となっている項目	二 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における 資産の運用の経過 十七 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定され	二 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における 資産の運用の経過 十六 当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類におい

有価証券報告書（開示府令第七号の二様式）	運用報告書（全体版）（投信財産計算規則第 63 条第 1 項）	交付運用報告書（投信財産計算規則第 63 条第 3 項）
	た外国の法令に基づき作成される運用報告書の表示事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、第五十八条第一項各号に掲げる表示事項に準ずる事項）	て運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（法第五十九条において準用する法第十四条第二項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する旨を定めている外国投資信託にあっては、その旨及び運用報告書に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報 十七 運用報告書は受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報 十八 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される当該書面につき特段の定めのない場合においては、第五十八条の二第一項各号に掲げる表示事項に準ずる事項）

以 上

資料 1－3

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（案）

平成 27 年 8 月 5 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行	備 考
（資料の送付等） 第 21 条 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書を当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員（以下本条及び次条において「顧客」という。）に販売しようとする協会員に送付しなければならない。 2 （ 現行どおり ） 3 代行協会員は、当該外国投資信託証券に係る決算報告書（投信法第 59 条の規定において準用する同法第 14 条に規定する運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面を含む。以下同じ。）その他の書類を、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に送付しなければならない。<u>ただし、運用報告書については、第 32 条第 1 項に規定する方法により当該運用報告書を顧客に提供した場合にあっては、当該協会員から当該運用報告書について請求があった場合に送付するものとする。</u>	（資料の送付等） 第 21 条 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書を本協会に提出するとともに、<u>当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員（以下本条及び次条において「顧客」という。）に販売しようとする協会員に送付しなければならない。</u> 2 （ 省 略 ） 3 代行協会員は、当該外国投資信託証券に係る決算報告書（投信法第 59 条の規定において準用する同法第 14 条に規定する運用報告書を含む。以下同じ。）その他の書類を<u>本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に当該書類を送付しなければならない。</u>	・自主規制規則の見直しに関する提案で寄せられた意見による改正 ・自主規制規則の見直しに関する提案で寄せられた意見による改正 ・ただし書きで交付版と全体版を分ける必要があるため、交付運用報告書を追加 ・ただし書きは、代行協会員又は販売会社による運用報告書（全体版）の電磁的交付を想定した改正 ・日証協投信WG報告書上、運用報告書全体版は電子交付を原則とし、顧客が運用報告書全体版を紙で必要とする場合は販売会社へ請求することとされているため、その場合に販売協会員から代行協会員へ請求が行われた際の送付義務

改 正 案	現 行	備 考
(資料の公開) 第 22 条 協会員は、前条第 3 項に規定する決算報告書その他の書類（以下「決算報告書等」という。）を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合又は当該外国投資信託証券の代行協会員若しくは当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員が決算報告書等を第 32 条第 1 項に規定する方法により顧客に提供した場合は、この限りでない。 付 則 この改正は、平成 27 年●月●日から施行する。	(資料の公開) 第 22 条 協会員は、前条第 3 項に規定する決算報告書その他の書類（以下「決算報告書等」という。）を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合は、この限りでない。	を、ただし書きで規定 ・代行協会員又は販売会社による運用報告書（全体版）の電磁的交付を想定した改正 ・日証協投信WG報告書では、受益証券の運用報告書（全体版）の電子交付について、 ①代行協会員（1 社）の HP に掲載 ②代行協会員（1 社）&販売協会員（1 or 複数社）の HP に掲載 ③販売協会員（1 社）の HP に掲載 ④販売協会員（複数社）の HP に掲載 の 4 パターンが想定されている。 上記について、①②は今回の「代行協会員」の追加で、③④は HP 掲載が自社であれば従来の 32 条①六で、自社以外であれば今回の「顧客に販売した協会員」の追加により、それぞれ協会員からの顧客への送付義務の適用除外となる。

外国証券の取引に関する規則 (昭48.12.4)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が顧客又は他の協会員との間で行う外国証券の取引（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引に該当するもの及び国内の取引所金融商品市場における取引を除く。以下同じ。）及び外国株券等の国内公募の引受等について遵守すべき事項を定め、もって投資者保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 外国証券

金商法第 2 条第 1 項各号に掲げる有価証券又は同条第 2 項に定める有価証券とみなされるもの（同項各号に掲げるものを除く。）のうち我が国以外で保管（当該有価証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利である場合には、その口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）されるものをいう。

2 外国債券

外国証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ 金商法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する有価証券又は同項第 17 号に規定する外国若しくは外国の者の発行する証券若しくは証書のうち当該有価証券の性質を有するもの

ロ 金商法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する投資法人債券又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 11 条第 1 項に規定する外国投資法人債券

3 外国株券

外国証券のうち、金商法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する株券又は同項第 17 号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち株券の性質を有するものをいう。

4 外国新株予約権証券

外国証券のうち、金商法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する新株予約権証券又は同項第 17 号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち新株予約権証券の性質を有するものをいう。

5 外国投資信託受益証券

外国証券のうち、金商法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。

6 外国不動産投資信託受益証券

外国投資信託受益証券のうち、資産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権並びに不動産、土地の賃借権、地上権を信託する信託の受益権等に対する投資として運用することを目的とする受益証券をいう。

7 外国投資証券

外国証券のうち、金商法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する外国投資証券で投資証券に類するものをいう。

8 外国新投資口予約権証券

外国証券のうち、金商法第2条第1項第11号に規定する新投資口予約権証券又は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第220条第1項に規定する外国投資法人が発行する新投資口予約権証券に類する証券をいう。

9 外国ETF

外国投資信託受益証券及び外国投資証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第94条及び第259条に規定するものをいう。

10 外国貸付債権信託受益証券

外国証券のうち、金商法第2条第1項第18号に規定する有価証券をいう。

11 海外CD

外国証券のうち、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第1条第1号に規定する有価証券をいう。

12 海外CP

外国証券のうち、金商法第2条第1項第15号に規定する有価証券又は同項第17号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち当該有価証券の性質を有するものをいう。

13 外国カバードワラント

外国証券のうち、金商法第2条第1項第19号に規定する有価証券をいう。

14 外国預託証券

外国証券のうち、金商法第2条第1項第20号に規定する有価証券をいう。

15 外国優先出資証券

外国証券のうち、金商法第2条第1項第8号に規定する有価証券又は同項第17号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち当該有価証券の性質を有するものをいう。

16 外国国債等

外国証券のうち、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第1条第1号イに規定されているものをいう。

17 外国株券等

外国株券、外国ETF、クローズド・エンド型の外国投資信託受益証券、クローズド・エンド型の外国投資証券、外国優先出資証券及び外国預託証券（株券並びに外国の者の発行する証券及び証書のうち株券の性質を有するもの（当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）に係る権利を表示するものに限る。）をいう。

18 外国投資信託証券

オープン・エンド型の外国投資信託受益証券（外国ETFを除く。）及びオープン・エンド型の外国投資証券（外国ETFを除く。）をいう。

19 外国取引

外国証券（外国投資信託証券を除く。）の売買注文を外国の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引並びに外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ取引をいう。

20 国内店頭取引

外国証券（外国投資信託証券を除く。）の国内における店頭取引をいう。

21 国内公募の引受等

協会が行う外国株券等の引受け（募集に際して行うものに限る。）、売出し（金商法第4条第1項第4号に規定するもの（以下「外国証券売出し」という。）を除く。以下、同じ。）、募集若しくは売出しの取扱い、特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう。

22 適格機関投資家

金商法第2条第3項第1号に規定する者（協会を除く。）をいう。

23 特定投資家

金商法第2条第31項に規定する特定投資家（協会及び同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。

- 2 前項第2号から第16号までに掲げる外国証券に表示されるべき権利は、これについて当該外国証券が発行されていない場合においても、これを当該外国証券とみなす。

（契約の締結）

第3条 協会は、顧客又は他の協会から外国証券の取引の注文を受ける場合（募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いによる場合を含む。）には、当該顧客又は他の協会と外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。

- 2 協会は、前項の規定により顧客（私募の取扱いにより外国証券を取得させる場合にあつては、特定投資家を除く。）と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、外国証券取引口座に関する約款（以下「約款」という。）を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定に係る申込みを受けなければならない。

- 3 協会は、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を顧客から受け入れる方法又はその他協会が定める方法により、当該顧客から前項の申込みを受けた旨が確認できるようにしなければならない。

- 4 第2項の規定にかかわらず、協会は、外国証券の取引に関する契約を締結しようとする顧客に対し、既に約款を交付している場合で、当該顧客から改めて約款の交付を求める旨の申出がないときは、約款を交付することを要しない。

- 5 第2項の約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、協会の業務内容等（取り扱う外国証券の範囲、顧客の属性、取引形態の種類又は顧客との契約方法などをいう。以下同じ。）に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のないことが明確な事項についてはこの限りでない。

- 1 外国証券の口座処理に関する事項
- 2 売買注文の執行地及び執行方法の指示に関する事項
- 3 注文の受託、執行及び処理に関する事項
- 4 約定日及び受渡日に関する事項
- 5 外国証券の保管、名義及び返還の取扱いに関する事項
- 6 顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合の処理に関する事項
- 7 外国証券に関する権利の処理に関する事項
- 8 諸通知に関する事項
- 9 発行者からの諸通知等の取扱いに関する事項
- 10 取引の執行に関する料金及び支払期日に関する事項
- 11 外貨の受払い等に関する事項
- 12 金銭の授受に関する事項

- 13 取引残高報告書の交付に関する事項
 - 14 協会員への届出事項及び届出事項の変更手続きに関する事項
 - 15 通知の効力に関する事項
 - 16 口座管理料に関する事項
 - 17 契約の解除に関する事項
 - 18 免責事項
 - 19 合意管轄に関する事項
 - 20 約款の変更手続きに関する事項
- 6 第2項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。
- 1 外国証券の外国取引に関する約定日は、協会員が執行地の取引注文の成立を確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）とすること。
 - 2 外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とすること。
 - 3 協会員が顧客から保管の委託を受けた外国証券の保管については、協会員の指定する保管機関に委任され、適用される準拠法及び慣行の下で行われること。
 - 4 前号に規定する保管については、協会員の名義で行われること。
 - 5 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が第16条又は第17条に定める選別基準に適合しなくなった場合においても、当該顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じること。
 - 6 協会員が顧客から保管の委託を受けた外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当該協会員が当該顧客に代わって受領し、当該顧客あてに支払うこと。
 - 7 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券に新株予約権又は新投資口予約権が付与された場合には、原則として売却処分の上、当該処分代金を当該顧客に支払うこと。
 - 8 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券に係る株主総会（債権者集会、受益権者集会、所有者集会、投資主総会及び投資法人債権者集会を含む。以下同じ。）における議決権の行使又は異議申立てについては、当該顧客の指示に従うこと。ただし、当該顧客が指示をしない場合には、議決権の行使又は異議の申立てを行わないこと。
 - 9 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該顧客に対し、次に掲げる通知を行うこと。
 - イ 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主、受益者、所有者、投資主又は投資法人債権者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - ロ 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - ハ 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
 - 10 協会員又は外国投資信託証券の発行者は、当該協会員が顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券に係る決算報告書その他の書類（法令等により顧客への送付が不要とされるものを除く。）を、当該顧客に送付すること。
 - 11 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等を、当該協会員に到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供すること。
 - 12 協会員は、前号に規定する通知書及び資料等について、当該顧客から請求を受けた場合には、当該通知書及び資料等を交付すること。

- 13 協会員と顧客との間における、外国証券の取引等に関して行う金銭の授受は、円貨又は外貨（協会員が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によること。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における協会員が定めるレートによること。
- 14 会員は、前号の換算日は、売買代金については約定日、第6号及び第7号の支払いについては、当該会員がその全額の受領を確認した日とすること。
- 7 前項第10号又は第12号の規定にかかわらず、協会員は、当該各号に掲げる書面の送付又は交付に代えて、法令等に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することを、第2項の約款に定めることができる。
- 8 協会員は、第2項の規定により顧客から口座設定の申込みがあった場合において、当該申込みを承諾したときは、その口座を設定し、当該顧客にその旨を通知しなければならない。
- 9 協会員は、顧客からの外国証券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ場合には、当該顧客から、外国証券の公開買付けに対する売付約諾書の提出を受けなければならない。

（約款等による処理）

第4条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う外国証券の売買等の執行、売買代金の決済及び当該外国証券の保管等については、約款又は外国証券の公開買付けに対する売付約諾書に定めるところにより処理しなければならない。

（遵守事項）

第5条 協会員は、顧客に対する外国証券の投資勧誘に際し、顧客の意向、投資経験及び資力等に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。

（資料の提供等）

第6条 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等（法令等により顧客への提供、公表義務が付されているものを除く。）を、当該協会員に到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、当該顧客の閲覧に供しなければならない。

2 協会員は、当該外国証券の発行者が公表した顧客の投資判断に資する重要な資料（前項に規定するもの及び法令等により顧客への提供、公表義務が付されているものを除く。）を顧客の閲覧に供するよう努めなければならない。

3 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について当該顧客より請求を受けた場合には、発行者から交付された第1項の通知書及び資料等を交付しなければならない。

4 協会員は、外国証券（金商法に基づく開示が行われているものを除く。）の取引の注文を受ける場合には、顧客に対し、当該外国証券については金商法に基づく企業内容等の開示が行われていない旨を説明しなければならない。なお、約款（約款と同時に交付される付随資料を含む。）又は契約締結前交付書面（金商法第37条の3に規定する契約締結前交付書面をいう。）において、当該外国証券については金商法に基づく企業内容等の開示が行われていない旨の記載がなされている場合にはこの限りでない。

第2章 既に発行された外国証券の勧誘等

第1節 総 則

（対象証券）

第7条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券について、

協会員は、次の各号に掲げる証券に限り、顧客（適格機関投資家及び第5項に定める事業会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができる。ただし、外国証券売出し又は私売出し（金商法第2条第4項第2号ロ及びハに該当するものをいう。以下同じ。）に該当する場合及び海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。

- 1 協会員が第4項に定める要件を満たしており投資者保護上問題ないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場（以下「適格外国金融商品市場」という。）において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券、適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券（当該適格外国金融商品市場において取引が行われることが当該適格外国金融商品市場又は当該適格外国金融商品市場を監督する監督官庁若しくはそれに準ずる機関により公表又は承認されており、かつ当該証券の募集又は売出し価格が決定されているもの又は当該証券の取引の基準となる価格が当該適格外国金融商品市場において公表されているものに限る。）並びにこれらの証券の発行者が発行した外国債券
 - 2 外国国債等及び我が国が加盟している国際機関が発行する債券
 - 3 金商法による開示が行われている外国債券及び外国優先出資証券（平成18年3月27日付金融庁告示第19号に規定するもの及びこれに類するものに限る）
 - 4 国内の取引所金融商品市場において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券
 - 5 国内の取引所金融商品市場に発行証券を上場している発行者が発行した外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券
- 2 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券及び外国新投資口予約権証券について、協会員が顧客に対し私売出しの勧誘を行うことができるものは、前項第1号に掲げる証券とする。
- 3 既に発行された外国債券について、協会員が顧客に対し私売出しの勧誘を行うことができるものは、第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる証券並びに次のすべての要件を満たしている国又は地域の法令に基づき発行された証券とする。
- 1 外国債券に係る制度について法令が整備されていること。
 - 2 外国債券に係る開示について法令等が整備されていること。
 - 3 外国債券の発行者を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。
 - 4 外国債券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。
- 4 第1項の適格外国金融商品市場の要件とは、次の各号に掲げる事項をいう。
- 1 当該外国の取引所金融商品市場又は当該外国の店頭市場において取引が行われている証券（以下、本項において「取引証券」という。）の取引価格が入手可能であること。
 - 2 取引証券の発行者に関する財務諸表等の投資情報が入手可能であること。
 - 3 当該外国の取引所金融商品市場又は当該外国の店頭市場を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。
 - 4 取引証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。
 - 5 取引証券の保管業務を行う機関があること。
- 5 第1項の「事業会社等」とは、次の各号に掲げるもの（適格機関投資家に該当するものを除く。）をいう。
- 1 事業会社（次のいずれかに該当するものに限る。）
 - イ 上場会社又はこれに準ずる会社
 - ロ 外国の法人で上記イの性質を有するもの

2 次のいずれかに該当するもの

- イ 国、地方公共団体
- ロ 金商法第2条第1項第3号の債券発行団体
- ハ 官公庁共済組合
- ニ 学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人

(勧誘によらず売り付ける場合の取扱い)

第8条 協会員は、顧客に対し前条第1項から第3項に規定する外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券以外の外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の外国取引若しくは国内店頭取引（外国証券売出しを除く。）について勧誘を行わずに売付け（委託による場合を含む。）又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。

- 1 従業員持株会制度を通じての継続的取得
- 2 合併等に伴う株券の交換
- 3 企業分割に伴い割り当てられる新会社株式の取得
- 4 現金配当・株式配当の選択権がある場合の株式配当の選択による株式の取得
- 5 顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合

(社内規則等)

第9条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の外国取引及び国内店頭取引の透明性、公正性を確保するため、取次手数料及び国内店頭取引の適正な約定管理等に関し社内規則において定めるとともに、社内検査及び監査を含めた社内管理体制の整備並びにその適切な運営に努めなければならない。

第2節 国内店頭取引

(決 済)

第10条 国内店頭取引についての証券の決済は、口座の振替によって行うものとする。

(取引公正性の確保)

第11条 協会員は、顧客との間で外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券（国内の取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下次条及び第14条において同じ。）の国内店頭取引を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価（以下「社内時価」という。）を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。

- 2 前項に定める社内時価は、入手方法及び算定方法の継続性を考慮しなければならない。
- 3 協会員は、社内時価の入手が困難であり、又は、継続的な算定を行っていなかった銘柄については、合理的かつ適正な価格により社内時価を算定するものとする。
- 4 協会員は、取引価格の算定方法等について顧客の求めがあった場合には、口頭又は書面の方法により、その概要について説明しなければならない。

(小口投資家との取引の公正性の確保)

第12条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の邦貨換算約定金額1,000万円未満の取引を行う顧客（適格機関投資家及び第7条第5項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。）との国内店頭取引に当たっては、前条に定めるもののほか、次の各号に規定するも

のについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。

- 1 価格情報の提示 協会員は、小口投資家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の店頭における取引提示価格を提示するとともに、外国の取引所金融商品市場における直近の終値又は外国の金融商品市場における直近の気配その他参考となる情報について、小口投資家から求められた場合には、これを提示しなければならない。
- 2 国内店頭取引の知識の啓蒙 協会員は、小口投資家に対し、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置く等の方法により、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるものとする。

(異常な取引)

第 13 条 協会員は、顧客又は他の協会員との間において行う外国債券の国内店頭取引について、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的を持って、次に掲げる取引その他当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為（以下「異常な取引」という。）を行ってはならない。

- 1 同一銘柄の外国債券の国内店頭取引において、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的をもって、当該顧客又は第三者に有利となり、協会員に不利となる価格での売付けと買付けを同時に行う取引。ただし、受渡日の差に基づく適正な金利相当部分に対応する価格差及び本券、登録債券等の受渡条件の差に対応する価格差を除く。
- 2 顧客に外国債券を売却又は顧客から買い付ける際に、当該顧客に有利となるように買い戻し、若しくは売却すること、又は約定を取り消すことをあらかじめ約束して行う取引。ただし、現先取引を除く。
- 3 第三者と共謀し、顧客に外国債券を売却し、又は顧客から買い付ける際に、その顧客が確実な利益を得ることが、その第三者に売却し、又は買い付けることによって可能となるよう、あらかじめ約束して行う取引
- 2 協会員は、顧客との間で短期間の売買を行い、かつ、当該顧客に相当の利益が発生しているものについては、「異常な取引」に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等につき一層厳格な社内管理を行うよう努めなければならない。
- 3 前項において、「短期間」とは、売付けと買付けが約定日ベース、受渡日ベースとも、それぞれ 2 営業日以内となっているものをいう。
- 4 第 2 項において、「相当の利益」とは、額面金額につき 1 % 以上の利益が顧客に発生しているものをいう。

(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、保存)

第 14 条 協会員が、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の国内店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。

- 2 協会員は、社内時価を毎日、整理及び保存しなければならない。ただし、当該社内時価を一定のルールにおいて算出している場合には、その根拠を整理及び保存することで足りるものとする。
- 3 協会員は、第 11 条第 3 項に該当する銘柄について取引を行った場合には、相場情報処理業者を通じて入手した当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の気配又は主たる取引市場における当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の価格又は気配その他取引に参考となった情報を保存しなければならない。

第 3 章 外国投資信託証券の販売等

(対象証券)

第 15 条 協会が顧客（適格機関投資家を除く。）に対し勧誘（外国証券売出しを除く。）を行うことができる外国投資信託証券は、次の各号の全てを満たしており投資者保護上問題がないことを当該協会が確認したものでなければならない。

- 1 次に定める要件を満たしている国又は地域の法令に基づき設立されたものであること。
 - イ 外国投資信託証券に係る制度について法令が整備されていること。
 - ロ 外国投資信託証券に係る開示について法令等が整備されていること。
 - ハ 外国投資信託証券の発行者を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。
 - ニ 外国投資信託証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。
- 2 募集の取扱い又は売出しに該当する場合、次条又は第17条に定める「選別基準」に適合しているものであること。

(外国投資信託受益証券の選別基準)

第 16 条 外国投資信託受益証券（オープン・エンド型に限り、外国 E T F を除く。以下、この条において同じ。）の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- 1 最低純資産の額
 - イ 外国投資信託の純資産が 1 億円（外貨の円換算は、日本銀行が公表する基準外国為替相場又はこれに準ずるものによる。以下、本条及び次条において同じ。）以上のものであること。
 - ロ 管理会社（受益証券の発行者）の純資産が 5,000 万円以上であること。
- 2 保管場所の指定
銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。
- 3 国内における代理人の指定
管理会社の代理人（管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。）が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は第 5 号の代行協会（外国投資信託証券（当該協会が選別基準に適合していることを確認したものに限る。）の指定会社であって、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第 21 条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代って国内で行う協会員をいう。以下同じ。）が兼務することを妨げない。
- 4 裁判管轄権
我が国の投資者が取得した外国投資信託受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が国に属することが明らかなものであること。
- 5 代行協会の設置
代行協会が国内に設置されているものであること。
- 6 空売りの制限
空売りを行った証券の時価総額が純資産を超えるものでないこと。
- 7 借入れの制限
 - イ 外国不動産投資信託受益証券以外の外国投資信託受益証券については、純資産の 10% を超えて借入れを行うものでないこと。ただし、合併等により、一時的に 10% を超える場合はこの限りでない。
 - ロ 外国不動産投資信託受益証券については、資産運用等の必要から資金の借入れを行う場合には、投資信託財産の健全性に留意し行うものであること。

8 デリバティブ取引等の制限

外国投資信託受益証券（外国不動産投資信託受益証券を除く。次号において同じ。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法により算出した額が純資産を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券又は同法第2条第1項第19号に規定するオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。）を含む。）をいう。以下同じ。）を行うものでないこと。

9 信用リスクの管理

外国投資信託受益証券については、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。以下同じ。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うものでないこと。

10 同一法人の株式の取得制限

管理会社が運用を行う外国投資信託受益証券の全体において、1発行会社の議決権（投信法第9条第1号に規定する議決権をいう。以下同じ。）の総数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと。この場合における百分率の計算は、買付時点基準若しくは時価基準によるものとする（以下本条及び次条において同じ。）。

11 価格の透明性の確保

私募株式、非上場株式及び不動産等流動性に欠けるものに投資する場合、価格の透明性を確保する方法が取られているものであること。ただし、ファンドの投資方針として、流動性に欠ける資産への組入れを15%以下としていることが明らかであるものについてはこの限りでない。

12 不適切取引の禁止

管理会社が自己又は当該投資信託証券の受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。

13 経営者の変更

管理会社の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。

14 買取方法の明確性

外国投資信託受益証券が設立された国において、投資者からの売戻しに対する買取方法が明確にされているものであること。

15 投資者に対する開示

外国投資信託受益証券が設立された国において投資者及び監督官庁に対し、外国投資信託受益証券の内容に関する開示が行われているものであること。ただし、金商法による開示が行われている場合はこの限りでない。

16 監査証明

外国投資信託受益証券の財務諸表について独立の監査人の監査を受けているものであること。

（外国投資証券の選別基準）

第17条 外国投資証券（オープン・エンド型の外国投資証券に限り、外国ETFを除く。以下、この条において同じ。）の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。

1 最低純資産の額

イ 外国投資法人が保持する純資産が1億円以上のものであること。

ロ 運用会社の純資産が5,000万円以上であること。

2 保管場所の指定

銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。

3 国内における代理人の指定

外国投資法人の代理人（外国投資法人から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。）が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は代行協会員が兼務することを妨げない。

4 裁判管轄権

我が国の投資者が取得した外国投資証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が国に属することが明らかなるものであること。

5 代行協会の設置

代行協会員が国内に設置されているものであること。

6 デリバティブ取引等の制限

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ外国投資法人、管理会社又は運用会社が定めた合理的方法により算出した額が純資産を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行うものでないこと。

7 信用リスクの管理

信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ外国投資法人、管理会社又は運用会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うものでないこと。

8 同一法人の株式の取得制限

外国投資法人が、1発行会社の議決権の総数の50%を超えて当該発行会社の株式を取得するものでないこと。

9 自己証券の取得禁止

外国投資法人が、自ら発行した外国投資証券を取得するものでないこと。

10 不適切取引の禁止

運用会社が自己又は第三者の利益をはかる目的で行う取引等、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。

11 経営者の変更

外国投資法人の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。

12 買取方法の明確性

外国投資証券が設立された国において、投資者からの売戻しに対する買取方法が明確にされているものであること。

13 投資者に対する開示

外国投資証券が設立された国において投資者及び監督官庁に対し、外国投資証券の内容に関する開示が行われているものであること。ただし、金商法による開示が行われている場合はこの限りでない。

14 監査証明

外国投資証券の財務諸表について独立の監査人の監査を受けているものであること。

（販売開始の届出等）

第18条 代行協会員は、当該外国投資信託証券について別に定める様式により作成した「外国投資信託証券

取扱届出書」及び当該締結した契約書の写しその他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。

- 2 代行協会員がその代行業務（代行協会員が外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により当該外国投資信託証券の発行者に代わって国内で行う第21条の業務をいう。以下同じ。）を廃止しようとするときは、その旨を本協会に届け出なければならない。

（買戻しの義務）

第 19 条 協会員は、外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合においても、顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じなければならない。

（代行業務の継続）

第 20 条 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券について、他に代行協会員となる者がいない場合は、当該代行業務を継続して行わなければならない。

（資料の送付等）

第 21 条 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員（以下本条及び次条において「顧客」という。）に販売しようとする協会員に送付しなければならない。

- 2 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券について、その基準価格を公表しなければならない。
- 3 代行協会員は、当該外国投資信託証券に係る決算報告書（投信法第59条の規定において準用する同法第14条に規定する運用報告書を含む。以下同じ。）その他の書類を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に当該書類を送付しなければならない。
- 4 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは、直ちに、その旨を本協会に報告するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に通知しなければならない。

（資料の公開）

第 22 条 協会員は、前条第3項に規定する決算報告書その他の書類（以下「決算報告書等」という。）を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、代行協会員が、外国投資証券の決算報告書等の記載内容を要約して、主として時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載したときは、顧客が請求した場合を除いて、決算報告書等の顧客への送付を行わないことができる。
- 3 協会員は、自社が顧客に販売した外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは遅滞なくその旨を当該顧客に通知しなければならない。

（広告等に関する制限）

第 23 条 協会員は、外国投資信託証券の発行者等が本協会の定める「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」に抵触するような広告又は景品類の提供を国内において行った場合には、当該外国投資信託証券の販売等を行ってはならない。

第 4 章 外国株券等の国内公募の引受等

（対象証券）

第 24 条 協会員が国内公募の引受等を行うことができる外国株券等（外国優先出資証券のうち、平成18年3月27日付金融庁告示第19号に規定するもの及びこれに類するものを除く。以下この章において同じ。）は、次

に掲げる証券に限るものとする。

1 適格外国金融商品市場において取引が行われているもの又は適格外国金融商品市場における取引が予定されているもの

2 国内の取引所金融商品市場において取引が行われているもの又は取引所金融商品市場における取引が予定されているもの

(引受等における注意)

第 25 条 協会員は、外国株券等の国内公募の引受等を行うに当たっては、投資者保護の観点から、発行者の収益状況、本国等の金融商品市場における株価の動向及び流動性その他投資者保護上重要と思われる点には十分な注意を払うものとする。

(円滑な売買の成立等)

第 26 条 国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員は、顧客の売買注文に関し、外国取引又は国内店頭取引によって当該注文を円滑に成立させるよう努めるものとする。

(国内公募の引受等の届出等)

第 27 条 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行う場合には、別に定める様式により作成した「外国株券等の国内公募の引受等の届出書」その他本協会が必要と認める書類をあらかじめ本協会に提出しなければならない。

2 協会員は、第 1 項により本協会に提出した「外国株券等の国内公募の引受等の届出書」に記載された内容に変更等が生じた場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。

3 前 2 項における本協会への書類の提出及び書面による届出は、代表協会員（外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が 2 社以上あるときに代表する 1 社をいう。）がこれを行うことができる。次条第 2 項における書面の提出、同条第 3 項第 4 号及び同条第 4 項における書面による届出についても、同様とする。

(資料等の提供等)

第 28 条 協会員は、発行者が公表した投資者の投資判断に資する資料及び本協会が特に必要と認めた資料又は情報（この条において「資料等」という。）を当該発行者（我が国における代理人を含む。）から速やかに受領又は収集し、第 6 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより顧客に提供するとともに、縦覧に供しなければならない。ただし、発行者により公表された資料等が国内においてインターネットの利用その他の方法により当該資料等が容易かつ継続的に取得することができる場合は、この限りでない。

2 協会員は、前項により、資料等を発行者から受領又は収集する場合には、発行者との契約締結等により資料等の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載した書面（以下「情報収集業務方法書」という。）をあらかじめ本協会に提出しなければならない。

3 情報収集業務方法書には、次に掲げる内容を記載し、協会員はこれを遵守するものとする。

1 情報収集等の方法

2 資料等の縦覧の方法

3 発行者から速やかに資料等を受領又は収集することが困難である状況が発生した場合には、主たる適格外国金融商品市場、当該適格外国金融商品市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該発行者が公表した当該発行者に関する資料等を速やかに収集し、顧客に提供するとともに、縦覧に供すること

4 発行者から速やかに資料等を受領又は収集することが困難である状況が発生する又は当該状況が解消した場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出るとともに、当該事実を公表すること

- 4 協会員は、第2項により本協会に提出した契約等に関する書面の写し又は情報収集業務方法書に記載された内容に変更等が生じた場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。

(外国株券等の発行者の名称等の公表)

第29条 本協会は、第27条第1項、同条第2項、第28条第2項及び同条第4項により協会員から届出を受けた事項のうち次に掲げる事項を公表する。

- 1 発行者の名称
 - 2 主たる適格外国金融商品市場の名称
 - 3 第28条第1項の規定に基づき資料等を発行者から受領又は収集する場合における資料等の縦覧の方法
- (継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い)**

第30条 本協会は、発行者が金商法に定める継続開示書類（金商法第27条の32第1項に定める発行者情報を含む。）の提出の義務を受けなくなった場合、若しくは第27条第1項の外国株券等が国内の取引所金融商品市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第27条から前条に定める取扱いを停止することができる。

- 1 本国の適格外国金融商品市場において当該外国株券等が上場廃止となったとき。
- 2 本国の適格外国金融商品市場における当該外国株券等の流通の状況が著しく悪化したと認めた場合
- 3 発行者が当該外国株券等の譲渡につき制限を行うこととした場合
- 4 発行者が会社等組織の形態を変更した場合

第 5 章 雑 則

(売買状況等の報告等)

第31条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告しなければならない。

- 2 協会員は、金商法施行令第1条の7の3第6号に規定する取引を行う又は行った場合は、同号及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第13条の3第1項各号に掲げる事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。なお、同項第4号に掲げる事項は、本協会が別に定めるところによる。
- 3 協会員は、金商法施行令第1条の8の4第4号に規定する取引を行った場合は、同号及び定義府令第13条の7第10項に規定する事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。なお、同項第3号に掲げる事項は、本協会が別に定めるところによる。
- 4 本協会は、前項の報告に基づき、その結果を所定の方法により公表するものとする。
- 5 協会員は、金商法施行令第2条の12の3第1号、第2号及び第3号に規定する要件を満たす有価証券について外国証券売出しを行う又は行った場合（売買を継続して行う場合に限る。）には、本協会が必要と認める事項を所定の方法により報告しなければならない。
- 6 本協会は証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号に基づく協会員による確認の用に供するため、その結果を所定の方法により公表するものとする。

(電磁的方法による書面の交付等)

第32条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。こ

の場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。

- 1 第3条第2項に規定する外国証券取引口座に関する約款
 - 2 第6条第3項に規定する外国証券の発行者から交付された通知書及び資料
 - 3 第11条第4項に規定する取引価格の算定方法等を記載した書面
 - 4 第21条第1項に規定する代行業務に係る外国投資信託証券の目論見書
 - 5 第21条第3項に規定する代行業務に係る外国投資信託証券の決算報告書その他の書類
 - 6 第22条第1項に規定する外国投資信託証券の決算報告書その他の書類
 - 7 第28条に規定する資料等
 - 8 第30条に規定する特例資料等
- 2 協会員は、次に掲げる書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。
- 1 第3条第3項に規定する口座設定の申込書
 - 2 第3条第9項に規定する公開買付けに対する売付約諾書

外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について
—「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」報告書—

平成 26 年 11 月 27 日

日 本 証 券 業 協 会

投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ

目次

○まえがき	1
1. 制度概要	1
2. 基本的な考え方	1
3. 外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供に係る対応方法について..	2
3－1. 約款又はこれに類する書類の改正	2
3－2. 運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供方法	2
3－3. 運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供の提供者	3
3－4. 交付運用報告書における記載	3
3－5. 管理会社と代行協会員等の契約	4
3－6. 受益者からの交付の請求先	4
4. 私募外国投信の取扱い	4
別 紙	5

○まえがき

投資信託の目論見書については、平成 16 年改正において、投資者にとって利用しやすいものとするため、交付目論見書と請求目論見書を分けて交付する制度が導入された。また、平成 22 年改正において、投資者にとってより利用しやすく、分かりやすいものとする観点から、交付目論見書の記載内容を投資情報として極めて重要であると考えられるものに限定する等の改正が行われた。

一方、運用報告書については、目論見書に係る法令改正後も従来のまま、多数のページのものが交付されており、記載内容も変更されていなかった。

そこで、金融庁「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において運用報告書の制度改正について議論が行われ、当該議論等を経て、平成 25 年 6 月に運用報告書についても投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）が改正されるとともに、平成 26 年 7 月に同改正に係る政令・内閣府令等が改正された。

改正投信法に基づく運用報告書の対応については、国内の投信信託に関しては、投資信託協会が中心となって準備が進められたが、外国籍の投資信託（以下「外国投信」という。）に関しては、代行協会員又は販売会社（以下「代行協会員等」という。）が一定の役割を担うことが期待されている。

そこで、今般、本協会の「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」では、外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について、以下のとおり取りまとめた。

1. 制度概要

- (1) 投信法第 14 条第 1 項の運用報告書（全体版）について、約款又はこれに類する書類において電磁的交付により提供する旨を定めている場合には電磁的方法により提供することができ、電磁的方法により提供することによって運用報告書（全体版）を交付したものとみなされる（投信法第 14 条第 1 項、第 2 項、第 59 条）。

電磁的交付による提供が認められる者は、「提供者（外国投信の管理会社）」及び「提供者との契約により提供等を行う者」（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）第 11 条第 1 項第 1 号イ参照）である。

- (2) 運用報告書（全体版）について電磁的方法により提供する場合であっても、受益者から請求があったときは、書面で運用報告書（全体版）を交付しなければならない（投信法第 14 条第 3 項）。

2. 基本的な考え方

運用報告書（全体版）については、書面で交付することも法令上は認められている。

もっとも、運用報告書（全体版）を書面交付する場合、運用報告書（全体版）と交付運用報告書（投信法第 14 条第 4 項の書面をいう。以下同じ。）の 2 つの書類が同時期に顧客に交付されることとなり、顧客の混乱を招くおそれがある。また、平成 24 年 12 月 7 日付け金融庁「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告」（以下「金融庁投信WG最終報告」という。）において、運用報告書（全体版）は電子的方法による提供を原則とする旨記載されており、運用報告書（全体版）については、電磁的方法により提供することが法の趣旨に適うものと考えられる。

以上から、外国投信の運用報告書（全体版）については、電磁的方法により提供する方向で検討することが適当であると考ええる。

なお、やむを得ない事情により、外国投信の運用報告書（全体版）を書面により交付することはあり得ると考える。

3. 外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供に係る対応方法について

3-1. 約款又はこれに類する書類の改正

電磁的方法により運用報告書（全体版）を提供するためには、外国投信の約款又はこれに類する書類（以下「約款等」という。）において、運用報告書（全体版）を電磁的方法により提供する旨を定める必要がある。

3-2. 運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供方法

運用報告書（全体版）を電磁的方法により提供するためには、顧客の個別の承諾等が必要とされておらず、約款等において電磁的方法により提供する旨を定めることにより全受益者に電磁的方法により提供されることとなる。

運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供については、投信法施行規則第 25 条の 2 第 1 項において、次の 5 つの方法が定められている。

- ① 受益者に電子メール等を送信し、顧客ファイルに記録する方法（同項第 1 号イ）
- ② ホームページから受益者がダウンロードし、顧客ファイルに記録する方法（同項第 1 号ロ）
- ③ ホームページに設けられた顧客ファイルに記録し、受益者の閲覧に供する方法（同項第 1 号ハ）
- ④ ホームページで受益者の閲覧に供する方法（同項第 1 号ニ）
- ⑤ CD-ROM 等を交付する方法（同項第 2 号）

この点、運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供については、受益者の個別の承諾等なくして全受益者に電磁的方法により提供されることを考慮すると、受益者がアクセスしやすい方法である、「④ ホームページで受益者の閲覧に供する方法」とす

ることが合理的であるとする¹。

なお、金融庁投信WG最終報告においても、国内投信を意識した記載と推察されるが、運用会社のホームページでの掲載など投資家にとってアクセスしやすい電子的方法による提供を原則とする旨記載されている。

3-3. 運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供の提供者

外国投信の運用報告書（全体版）を電磁的方法により提供する場合、法令上の提供義務は当該外国投信の管理会社が負うこととなるが、上記1.（1）のとおり、管理会社以外の者であっても管理会社と契約を締結した者であれば電磁的方法により提供することが認められている。

上記3-2のとおり、運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供については受益者にとってアクセスしやすい方法とする必要があるが、海外にある管理会社のホームページは受益者のアクセスのしやすさという点で問題がある。そこで、外国投信の代行協会等ホームページに掲載することが合理的であると考えられるが、外国投信の管理会社との関係の深さや販売会社が複数あり得ることを勘案すると、代行協会のホームページに運用報告書（全体版）を掲載することを原則とし、これが困難な場合には販売会社のホームページに掲載することが考えられる。なお、代行協会のホームページに運用報告書（全体版）を掲載する場合、あわせて販売会社のホームページにおいて、代行協会のホームページにおける外国投資信託の運用報告書（全体版）を掲載するページ（画面）のURLを記載することも考えられる。

3-4. 交付運用報告書における記載

運用報告書（全体版）を電磁的方法により提供する場合、運用報告書（全体版）を電磁的交付により提供する旨及び運用報告書（全体版）を閲覧するために必要な情報を交付運用報告書に記載する必要がある（投資信託財産の計算に関する規則（以下「計算規則」という。）第63条第3項第14号）。

この点、代行協会等ホームページに運用報告書（全体版）を掲載する場合の交付運用報告書における記載としては、別紙「運用報告書（全体版）の電磁的交付による提供に係る交付運用報告書における記載等について」のような記載方法が考えられる。

¹ 当該電磁的方法による提供については、①閲覧に供した日以後5年間（記載事項について苦情申出があったときを除く。②において同じ。）、閲覧ファイルに記録された記載事項を消去し、又は改変することできないものであること、②閲覧に供した日以後5年間、交付の請求があった場合に書面等により直ちに交付するものであること、のいずれかに該当する必要がある（なお、正確な要件は、投信法施行規則第25条の2第2項第3号、第4号を参照）。

3-5. 管理会社と代行協会員等の契約

上記1.(1)のとおり、運用報告書(全体版)の提供方法として代行協会員等のホームページに掲載する場合には、当該代行協会員等と管理会社との間で契約を締結する必要がある。

3-6. 受益者からの交付の請求先

- (1) 上記1.(2)のとおり、運用報告書(全体版)を電磁的方法により提供する場合であっても、受益者から請求があった場合には、書面で運用報告書(全体版)を交付しなければならない。この場合、法令上の交付義務は当該外国投信の管理会社が負うこととなるが、受益者が海外の管理会社に請求することは現実的ではない。また、請求した者が当該外国投信の受益者であるか否かについて、代行協会員は自社の販売分以外は判断できない。よって、受益者からの請求先については、販売会社とすることが適当であると考える。
- (2) 運用報告書(全体版)が受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報は、交付運用報告書に記載する必要がある(計算規則第63条第3項第15号)。

4. 私募外国投信の取扱い

上記2.~3.は、公募外国投信を念頭に置いて記載している。よって、私募外国投信について必ずしも妥当するものではない。

以 上

運用報告書（全体版）の電磁的交付による提供に係る
交付運用報告書における記載等について

1. 運用報告書（全体版）のホームページ掲載場所

（1）代行協会等（代行協会又は販売会社をいう。以下同じ。）のホームページ構成

代行協会等（代行協会又は販売会社をいう。以下同じ。）の多くのホームページにおいては、投資信託に関する情報の掲載場所へは、次のような遷移で到達する。

	ページ（画面）	遷移の方法
1	トップページ	トップページにある「商品」関連ページへのバナー又はタブをクリックする。 「商品」のほかには、「マーケット」、「サービス」、「トピックス（お知らせ）」、「会社情報」、「採用情報」等へのバナー又はタブが設けられている。
2	商品関連ページ	商品関連ページにある「投資信託」情報ページへのバナー又はタブをクリックする。 「投資信託」のほかには、「株式」、「債券」、「REIT」情報等のバナー又はタブが設けられている。
3	投資信託情報ページ	「新商品情報」、「ランキング情報」、「取扱いファンド一覧」、「ファンド検索」、「セミナー案内」等のバナー又はタブが設けられている。
4	個別ファンドページ	投資信託情報ページの「取扱いファンド一覧」又は「ファンド検索」をクリックした後、個別ファンドを選択又は検索すると、個別ファンドページに遷移する。個別ファンドページには、当該個別ファンドの基準価額、運用状況、目論見書、月次レポート、商品説明資料等が掲載されている。

（2）外国投資信託の運用報告書（全体版）の掲載場所

代行協会等（代行協会又は販売会社をいう。以下同じ。）のホームページにおける外国投資信託の運用報告書（全体版）を掲載するページ（画面）としては、次の2つが考えられる。

【ケース1】

上記（1）の投資信託情報ページに、「新商品情報」、「ランキング情報」、「取扱いファンド一覧」等と併せて「運用報告書（全体版）」というバナー又はタブを設け、当該バナー又はタブで選択したページに運用報告書（全体版）が掲載される。

【ケース２】

上記（１）の個別ファンドページに基準価額、運用状況、目論見書、月次レポート等と併せて運用報告書（全体版）が掲載される。

２． 交付運用報告書への記載

交付運用報告書における運用報告書（全体版）の電磁的交付による提供についての記載としては、次のような記載内容が考えられる。

ケース１の場合

「運用報告書（全体版）は、〇〇会社のウェブサイト（トップページのURLを記載）の投資信託情報ページにて電磁的方法により提供しております。」

ケース２の場合

「運用報告書（全体版）は電磁的方法により提供しております。〇〇会社のウェブサイト（トップページのURLを記載）の投資信託情報ページの「取扱いファンド一覧」より本ファンドを選択してください（又は、「ファンド検索」より本ファンドを検索してください）。」

３． 留意事項

- （１）複数の代行協会員等が管理会社との契約に基づき自社のホームページに運用報告書（全体版）を掲載する場合には、契約に基づき掲載している全ての代行協会員等のウェブサイトについて、交付運用報告書において上記の記載を行う必要がある。
- （２）代行協会員等のうち１社のみが管理会社との契約に基づき自社のホームページに運用報告書（全体版）を掲載するが、他の代行協会員等が契約に基づかず任意に自社のホームページに掲載する場合には、管理会社との契約に基づき掲載している代行協会員等のウェブサイトのみについて、交付運用報告書において上記の記載を行う必要がある。

以 上